

定期試験を受ける学生諸君へ

定期試験が集中する時期を迎え、学生諸君が厳正な態度で試験に臨むよう、くれぐれも注意を促したい。

とくに厳正な態度を保つため、次の二点について十分意識して欲しい。

一、受験に際し、必ず学生証を持参し、提示すること。

一、不正行為と判断される行為は、絶対に行わないこと。

カンニング用紙の持ち込み、机への書込み、持ち込み禁止物の使用、偽名ないし替え玉受験、試験時間内における解答の相互伝達、答案の不正な持ち帰り、未済試験への虚偽や不正にもとづく申し込み等は、すべて不正行為である。学部は、こうした行為を行った学生に対して、学部規則に則り、当該学期内における全科目不合格評価や停学等の処分、保護者等への通知や掲示での公表を含めて、断固とした態度で臨むことになる。

また、レポート等を作成する際に、書籍等の資料の他、Web サイト等、インターネット上の情報を不正に利用していることが判明した場合（「盗用」「剽窃」「不適正な引用」等と判断された場合）や、他人のレポートを写して提出したり自分のレポートを写させたりした場合、本人以外の人物が作成したレポートを提出した場合等は、試験におけるカンニング等と同様に、不正行為として処分（訓告や無期停学、全科目不合格評価を含む）の対象となることがある。

安易な不正行為で諸君の大切な将来をみずから暗くすることのないよう、重ねて注意を促すものである。

社会科学部長